

証券コード 4335
令和5年9月11日

株 主 各 位

大阪市北区大深町3番1号
グランフロント大阪 タワーB 16階

株式会社アイ・ピー・エス

代表取締役社長 渡 邊 寛

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://ips.ne.jp/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主・投資家の皆様へ」「決算開示情報」を順に選択いただき、ご確認ください。）



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4335/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アイ・ピー・エス」又は「コード」に当社証券コード「4335（半角）」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和5年9月25日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和5年9月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区大深町3番1号
グランフロント大阪 タワーB 10階
カンファレンスルームB01
(末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、ご来場ください。)

3. 目的事項
報告事項

1. 第27期（令和4年7月1日から令和5年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第27期（令和4年7月1日から令和5年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (3) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日前3日までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合には、上記インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.ips.ne.jp/>）及び株主総会資料掲載ウェブサイト、東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。

事業報告

(令和4年7月1日から
令和5年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による経済社会活動への制約がほぼ解消され、内需を中心に景気は緩やかな回復基調となりました。一方で、グローバルでの地政学リスクやインフレなどによる景気減速リスクは依然として高く、さらに日本国内においては、急速な円安による経済への悪影響や物価高が懸念材料となるなど、先行き不透明な状況で推移しました。

当社グループを取り巻く環境におきましては、事業の強化や変革を推進するデジタルトランスフォーメーション関連の需要は旺盛な状況が継続しております。

かかる状況の下、当社は準大手及び中堅企業のERP導入短縮化と業務品質向上の支援を行うとともに、本稼働後の業務サポートを通じて、より高度な管理会計やシステム利用技術を習得してもらうシステム活用の高度化を進めてまいりました。さらに、新規事業としてAIを活用した需要予測や業務品質向上を支援するべくスマート工場化の支援も進めております。また、営業活動においては、中堅成長企業のためのDXフォーラムを開催するなど、新型コロナウイルス感染症防止に対応し、Webセミナーやオンライン個別相談会などを積極的に推進してまいりました。

以上のような活動を推進した結果、当連結会計年度の経営成績につきましては、大型案件の納品や新規事業部門での売上計上など順調に推移し、売上高28億31百万円（前期比3.8%増）となりました。利益につきましては、売上の進捗により、営業利益3億2百万円（前期比25.3%増）、経常利益3億円（前期比24.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2億12百万円（前期比19.9%増）となりました。

なお、当社グループはERP導入関連事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。製品及びサービス毎の情報は以下のとおりであります。

(ERP導入事業)

売上高18億30百万円となりました。

(保守その他事業)

売上高10億1百万円となりました。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、主に自己資金により賄いました。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は2百万円であり、備品の取得であります。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第24期 令和2年6月期	第25期 令和3年6月期	第26期 令和4年6月期	第27期 (当連結会計年度) 令和5年6月期
売上高(千円)	2,672,627	2,498,609	2,728,149	2,831,469
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	30,566	185,771	177,592	212,852
1株当たり当期純利益 (円)	12.79	77.73	75.77	92.18
総資産(千円)	1,613,344	1,909,305	1,901,269	2,276,446
純資産(千円)	933,015	1,110,921	1,180,956	1,325,369
1株当たり純資産額 (円)	382.74	456.58	500.34	568.05

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第24期 令和2年6月期	第25期 令和3年6月期	第26期 令和4年6月期	第27期 (当事業年度) 令和5年6月期
売上高(千円)	2,672,627	2,498,609	2,711,349	2,824,919
当期純利益(千円)	26,306	183,240	171,930	208,518
1株当たり当期純利益 (円)	11.01	76.67	73.35	90.30
総資産(千円)	1,599,110	1,891,013	1,872,797	2,249,466
純資産(千円)	919,733	1,095,108	1,159,480	1,299,559
1株当たり純資産額 (円)	377.18	449.98	491.10	556.72

(注) 1. 千円単位の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ワン・ハーモニー アドバイザー	10,000千円	100.0%	ERP導入コンサルティング事業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 対処すべき課題

現在、国内顧客企業はITの面で二つの大きな潮流に呑み込まれています。それはパブリック・クラウドとデジタル・トランスフォーメーション(以下DX)です。これは個々の企業のニーズに関わらず、顧客のビジネスにおける市場やIT市場の大きな波であり、顧客企業はこの波を泳いで競争力に変えていくことが求められています。よって、我々は事業の継続と発展に向けて、これらの本質を受け止め、顧客企業を適切に導きサポートする技術を確立することが求められます。そこで、我々は以下の課題を解決していく必要があります。

①社会基盤としてのERPパブリッククラウドへの対応

SAPをはじめERPの提供は従来の顧客向けシステムから、パブリッククラウドとして皆が活用する社会基盤へ変化し始めています。よって、完全に個別企業向けシステムでは無く、社会基盤として提供されるシステムを使いこなす技術が顧客企業に求められ、それに応えることがIPSの使命です。具体的には、

(ア) Fit To Standardの為の導入方法論とサービスの開発

パブリック・クラウドサービスにおいては、従来のSAPと一線を画して、完全にSAPの標準機能に合わせた業務手順の変更が求められます。SAPに合わせて業務設計を行い業務手順を変更する、あるいはSAPに合わせる為に補完する業務手順の設計と実現が必要になります。よって、より顧客業務側に踏み込んだコンサルティングサービスの提供やソリューションが必要になり、その開発に取り組んで参ります。

(イ) 開発環境の変化への追従

パブリッククラウドでは従来のSAPと全く異なる開発環境が提供され、そこでしか拡張開発と呼ばれる顧客業務に合わせ得た業務機能を実現するプログラムの開発が出来ません。その開発環境における開発技術の習得とそれに合わせた拡張開発プログラムの製品化に取り組んで参ります。

(ウ) 顧客のIT活用技術の育成

パブリッククラウドの有効活用は”導入”の一時点だけでなく、継続して顧客に求められる課題です。従って、顧客の中にIT活用力を育成して確立する必要があります。しかしながら国内中堅・準大手企業では内部にIT人材をほとんど抱えていません。顧客企業内部におけるIT人材の育成と確立、これに向けてのサービスの開発と提供に取り組んで参ります。

②DXによる真の効率化の実現

DX流行りの昨今ですが、新しい技術を適用した効率化やコストダウンの取組は良く見られますが、個別業務に対する取組がほとんどです。DXと呼ばれるに相応しい企業全体、経営そのものにインパクトがあるような取組は極わずかです。企業内部にはITを活用して企業変革・改革を実現することを推進する人材も方法論も無く、同様にそのようなサポートを行えるITコンサルティングファームもほとんどいないことが実態です。DXのみでなくERP導入効果を創出していく為にも、企業内部でITを活用した変革を推進することが不可欠です。そのような本質的な顧客価値の創出に向けて、サービスの開発に取り組んでいく所存です。

③人材開発育成

IT市場は恒常的に人材難に喘いでいます。今や市場に人材を求めてもそこで需要を満たすことは困難であることがここ何年もの実態です。そこで、海外の人材を活用すると共に、改めて、新卒採用を中心に人材の育成に努め、企業に対する十分なロイヤリティを獲得すべく従業員満足度を高めていくことで充実した体制を構築していくことを本筋として取り組んで参ります。

株主の皆様におかれましては今後とも一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容（令和5年6月30日現在）

- ① コンピュータソフトウェアの開発、販売、輸出入
- ② コンピュータ及び関連機器の製造、販売、輸出入
- ③ コンピュータ及び関連機器並びにコンピュータソフトウェアの賃貸
- ④ 経営合理化及び情報処理システムの導入、利用に関する教育並びにコンサルタント業務
- ⑤ 情報処理システム運用業務の受託
- ⑥ 情報処理システム開発業務の受託
- ⑦ 前各号に附帯する一切の業務

(8) 主要な営業所（令和5年6月30日現在）

名 称	所 在 地
本 社	大阪市北区
東 京 本 社	東京都千代田区

(9) 使用人の状況（令和5年6月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
140名	5名増

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
138名	5名増	37.0歳	6年11ヶ月

2. 株式に関する事項（令和5年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 8,848,000株
- ② 発行済株式の総数 2,466,000株
(うち自己株式188,000株を含む)
- ③ 株主数 3,369名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社ファウンテン	965,000株	42.36%
小池博幸	68,400株	3.00%
高田智士	58,600株	2.57%
田中晴美	55,700株	2.44%
野口武徳	52,100株	2.28%
山下博	48,000株	2.10%
久下直彦	38,200株	1.67%
河野俊二	20,000株	0.87%
長沢光浩	20,000株	0.87%
北山晋輔	17,000株	0.74%

(注) 持株比率は自己株式（188,000株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

令和3年6月8日開催の取締役会決議における第6回新株予約権

- ・新株予約権の数 413個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び総数 普通株式 41,300株
- ・新株予約権の払込金額 無償
- ・新株予約権の行使時の払込金額 1株につき1,053円
- ・新株予約権の主な行使条件

新株予約権の割当を受けた者は、原則として権利行使時においても当社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の地位にあることを要する。

- ・新株予約権を行使することができる期間
令和5年6月22日～令和9年6月21日
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役	413個	41,300株	2名

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（令和5年6月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 （代表取締役）	渡 邊 寛	(有)ファウンテン取締役
取 締 役	久 下 直 彦	ITエンジニアリング事業部副事業部長
取 締 役	中 川 朋 子	管理部長
取 締 役	関 口 敏 弘	社長室長
取 締 役	榎 卓 生	税理士法人大手前総合事務所代表社員、(株)きちりホールディングス社外監査役、(株)TBグループ社外監査役
常 勤 監 査 役	木 村 久	
監 査 役	安 樂 國 廣	安樂行政書士事務所代表
監 査 役	秀 平 徹 晃	ひでひら司法書士事務所代表

- (注) 1. 取締役榎卓生氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役安樂國廣氏及び秀平徹晃氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役安樂國廣氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

取締役生田裕彦氏は令和4年9月27日開催の第26回定時株主総会の終結の時をもって取締役を退任しました。

(3) 取締役及び監査役に対する報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	58,265	49,200	—	9,065	6
(うち社外取締役)	(3,600)	(3,600)	—	(—)	(1)
監査役	9,800	9,800	—	—	3
(うち社外監査役)	(3,600)	(3,600)	—	(—)	(2)
合計	68,065	59,000	—	9,065	9
(うち社外役員)	(7,200)	(7,200)	—	(—)	(3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等の額は、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度における費用計上額であります。ストックオプションの内容及び交付状況は、「3. 新株予約権等に関する事項」に記載のとおりであります。
3. 取締役の報酬限度額は、平成13年9月21日開催の第5回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名であります。
4. 監査役の報酬限度額は、平成13年9月21日開催の第5回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名であります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 取締役榎卓生氏は、税理士法人大手前総合事務所の代表社員であります。なお、当社は税理士法人大手前総合事務所と税務顧問契約を締結しております。
 監査役安樂國廣氏は、安樂行政書士事務所の代表であります。なお、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
 監査役秀平徹晃氏はひでひら司法書士事務所の代表であります。なお、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係
 取締役榎卓生氏は、株式会社きちりホールディングス及び株式会社TBグループの社外監査役であります。なお、当社と当該他の法人等との間に特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び社外取締役の期待する役割に関して行った職務の概要
社外取締役	榎 卓 生	当事業年度に開催された、取締役会14回の内13回に出席いたしました。会計士・税理士及び上場企業の社外監査役にて培った豊富な経験と見識に基づき客観的・独立的な立場から有益な助言や提案等を行い、社外取締役として業務執行に対する監督・助言等適切な役割を果たしていただいております。
社外監査役	安 樂 國 廣	当事業年度に開催された、取締役会14回すべてに出席し、監査役会12回すべてに出席いたしました。金融業・製造業にて培った豊富な経験と見識に基づき、当社の経営上有用な指摘・意見をいただいております。
	秀 平 徹 晃	当事業年度に開催された、取締役会14回の内13回に出席し、監査役会12回すべてに出席いたしました。司法書士業にて培った豊富な経験と見識に基づき、当社の経営上有用な指摘・意見をいただいております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

5. 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人
- ② 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,300千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,300千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 決議の内容の概要

当社グループは、業務の適正を確保するための体制の構築に関する基本方針を定め、体制構築を進めております。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a 取締役会は毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役会付議事項に関する予備的検討及び職務執行についての審議・決定等を行っております。
 - b 当社グループは、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、常に危機管理意識を持ち、それらからの要求を断固拒否することを徹底します。また、警察・弁護士等の外部機関と連携し、組織的に対処いたします。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る各種書類は法令等に従い、適切に保存及び管理を行っております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a 経営活動上のリスクとして、外部環境リスク・業務プロセスリスク・内部環境リスク等を認識し、各リスクについてリスク管理責任者を定めております。
 - b 管理部は全体のリスクの統括管理を行い、リスク情報を集約し、組織的なリスク管理を行っております。
 - c 内部監査室は内部監査の一環として、法令及び定款並びに諸規程等の違反その他の事由により損失の危険のある業務の執行が発見された場合は、直ちに関係諸部門のリスク管理責任者に対して報告し、対策を講じるとともに、取締役会、監査役会に報告するものとしております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a 取締役会は、毎月1回開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、必要な経営施策について機動的に策定するものとしております。
 - b 取締役及びその他使用人の職務分掌と権限を明確にし、適正かつ効率的に職務を行っております。
 - c 法令等の判断が必要な場合においては、顧問弁護士等の専門家と協力し、適宜適切なアドバイスを受け、適正かつ効率的な職務を行っております。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- a 「経営理念」を基にコンプライアンス教育を実施し、法令遵守と社会倫理遵守が企業活動の原点であることを徹底します。そして、業務運営における適法・適正な手続・手順を明示した社内規程を整備し、運用します。
 - b 各部門の業務運営が法令・定款に適合していることを確認するために、定期的に内部監査室による監査を実施します。
 - c 各部門の使用人は職務分掌による牽制を行い、法令及び定款並びに諸規程に適合した職務執行を行っております。
- ⑥ 当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 企業集団における業務の適正を確保するための体制の構築が必要になった場合には速やかに当該体制を構築するものとします。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人は、各監査役と協議のうえ、取締役から独立した使用人を配置するものとします。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- a 取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行っております。
 - b 当社グループの経営上に重要な影響を及ぼすおそれのある法律上、財務上の諸問題又は著しい損害を及ぼすおそれのある事象を発見した取締役及び使用人は遅滞なく監査役に報告するようにしております。
- ⑨ その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- 各取締役は監査役と意見交換をする機会を確保するように努めております。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

内部統制につきましては、年2回、内部統制システムの整備及び運用状況のモニタリングを実施し、取締役会がその内容を確認しております。

業務の適正を確保するための体制の運用につきましては、コンプライアンスの徹底、監査役への報告に関する体制強化の観点から、取締役、監査役及び全ての使用人が情報共有するとともに、重要なリスクについて経営のマネジメントサイドの中で統制し、リスクの低減を図っております。

連結貸借対照表

(令和5年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,966,000	流動負債	627,471
現金及び預金	1,189,695	買掛金	123,007
売掛金	517,860	未払金	94,888
仕掛品	112,332	未払費用	2,835
前払費用	135,465	未払法人税等	80,797
未収入金	8,825	未払消費税等	35,390
その他	1,820	前受金	209,217
固定資産	310,446	賞与引当金	17,220
有形固定資産	60,101	株主優待引当金	9,915
建物	30,565	製品保証引当金	32,000
車両運搬具	3,910	その他	22,198
工具器具備品	6,622	固定負債	323,604
土地	19,003	退職給付に係る負債	317,631
無形固定資産	2,640	長期未払金	5,972
ソフトウェア	1,852	負債合計	951,076
その他	787	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	247,704	株主資本	1,293,676
投資有価証券	3,320	資本金	255,250
関係会社株式	10,956	資本剰余金	113,145
繰延税金資産	123,581	利益剰余金	1,057,417
差入保証金	86,681	自己株式	△132,137
その他	23,164	その他の包括利益累計額	332
資産合計	2,276,446	その他有価証券評価差額金	332
		新株予約権	31,361
		純資産合計	1,325,369
		負債・純資産合計	2,276,446

連結損益計算書

(令和4年7月1日から
令和5年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		2,831,469
売上原価		1,911,915
売上総利益		919,554
販売費及び一般管理費		616,687
営業利益		302,867
営業外収益		
受取利息	8	
受取配当金	97	
未払配当金除斥益	228	
その他	57	391
営業外費用		
支払利息	339	
コミットメントフィー	1,800	
支払手数料	362	
為替差損	107	
その他	169	2,779
経常利益		300,478
税金等調整前当期純利益		300,478
法人税、住民税及び事業税	116,274	
法人税等還付税額	△1,863	
法人税等調整額	△26,784	87,626
当期純利益		212,852
親会社株主に帰属する当期純利益		212,852

連結株主資本等変動計算書

(令和4年7月1日から
令和5年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	255,250	113,145	891,083	△95,938	1,163,540
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△46,518		△46,518
親会社株主に帰属する 当期純利益			212,852		212,852
自己株式の取得				△36,198	△36,198
株主資本以外の項目の当連結会計年度 変動額（純額）					—
当連結会計年度変動額合計	—	—	166,334	△36,198	130,136
当連結会計年度末残高	255,250	113,145	1,057,417	△132,137	1,293,676

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	194	194	17,221	1,180,956
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△46,518
親会社株主に帰属する 当期純利益				212,852
自己株式の取得				△36,198
株主資本以外の項目の当連結会計年度 変動額（純額）	137	137	14,139	14,276
当連結会計年度変動額合計	137	137	14,139	144,412
当連結会計年度末残高	332	332	31,361	1,325,369

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 株式会社ワン・ハーモニー アドバイザリー
- ・非連結子会社の名称 IPS HANOI COMPANY LIMITED
- ・連結の範囲から除いた理由
非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法非適用会社の名称 株式会社スマート工場研究所、IPS HANOI COMPANY LIMITED

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため、持分法の適用の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・関係会社株式 移動平均法による原価法
- ・その他有価証券
市場価格のない
株式等以外のもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ. 棚卸資産

- ・仕掛品 個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～36年
工具器具備品	4年～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・その他の無形固定資産 定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ハ. 受注損失引当金
ソフトウェアの請負契約に基づく開発案件のうち、当連結会計年度末において、将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることができるものについて、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。
- ニ. 株主優待引当金
株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。
- ホ. 製品保証引当金
納入した製品の保証に対する費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

収益の計上基準は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

一時点で充足される履行義務として、システム導入サービスにおける開発等があり、検収完了時に収益を認識することとしております。

一定期間にわたり収益を認識する取引として、システム利用料や保守等のサービス提供の履行義務があります。履行義務が時間経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

す。なお、これによる当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

受注損失引当金

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 一千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

顧客より受注したプロジェクトのうち、当該受注契約の履行に伴い、翌連結会計年度以降に損失の発生が見込まれ、かつ、当該損失を合理的に見積ることが可能なものについては、将来の損失に備えるため翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を受注損失引当金として計上し、対応する仕掛品と相殺して表示しております。

受注損失引当金の見積りにおいては、プロジェクトごとの見積原価総額が請負金額を超えると予想される場合、引当金の計上が必要となります。また、見積原価総額の算出にあたっては、プロジェクトごとの進捗を通じてリスク管理を実施し、将来発生する工数及び外注費の見積りを実施しております。それらの将来原価総額の見積りの前提条件の変更等が発生した場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 114,706千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,466,000株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和4年9月27日 定時株主総会	普通株式	46,518	20.00	令和4年6月30日	令和4年9月28日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和5年9月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	68,340	30.00	令和5年6月30日	令和5年9月27日

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 75,200株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは経営活動に必要な資金の調達を銀行借入及び自己資金にて賄っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用する方針であります。また、当社グループはデリバティブ取引を全く利用しておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金等は、1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権について管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

- ・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

為替や金利等の変動リスクに重要性が認められる債権債務はありません。

- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和5年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、関係会社株式（連結貸借対照表計上額10,956千円）は市場価格がないため次表には含めておりません。

現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
投資有価証券	3,320	3,320	—
差入保証金	86,681	77,333	△9,348

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他 株式	3,320	—	—	3,320

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	77,333	—	77,333

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

・投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

・差入保証金

将来キャッシュ・フローを返還見込みまでの期間及び無リスクの利子率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

売上収益は顧客に提供するサービスの種類により、「ERP導入事業」「保守その他事業」に分解しております。売上収益はすべて顧客との契約から生じたものであり、売上収益分解情報は次のとおりであります。

(単位：千円)

	ERP導入事業	保守その他事業
顧客との契約から生じる収益	1,830,337	1,001,132
外部顧客への売上高	1,830,337	1,001,132

(注) グループ会社間の内部取引控除後の金額を表示しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(4) 会計方針に関する事項」「④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産および契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	593,643	517,860
契約負債	180,492	209,217

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に含まれており、契約負債は、主に保守サービスにかかる顧客からの前受金に関連するものであります。当期に認識した収益のうち、期首現在の契約負債（前受金）残高に含まれていた額は、180,492千円です。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 568円05銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 92円18銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(令和5年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,930,219	流動負債	626,301
現金及び預金	1,154,054	買掛金	127,149
売掛金	517,860	未払金	94,861
仕掛品	112,332	未払費用	1,748
前払費用	135,325	未払法人税等	80,490
未収入金	8,825	未払消費税等	33,794
その他	1,820	前受金	209,217
固定資産	319,246	預り金	20,893
有形固定資産	59,898	賞与引当金	16,220
建物	30,565	株主優待引当金	9,915
車両運搬具	3,910	製品保証引当金	32,000
工具器具備品	6,419	その他	11
土地	19,003	固定負債	323,604
無形固定資産	2,640	退職給付引当金	317,631
ソフトウェア	1,852	長期未払金	5,972
電話加入権	787	負債合計	949,906
投資その他の資産	256,708	純資産の部	
投資有価証券	3,320	株主資本	1,267,866
関係会社株式	20,956	資本金	255,250
長期前払費用	950	資本剰余金	113,145
繰延税金資産	123,145	資本準備金	94,202
差入保証金	86,401	その他資本剰余金	18,943
会員権	6,075	自己株式処分差額	18,943
保険積立金	15,859	利益剰余金	1,031,607
資産合計	2,249,466	利益準備金	936
		その他利益剰余金	1,030,671
		繰越利益剰余金	1,030,671
		自己株式	△132,137
		評価・換算差額等	332
		その他有価証券評価差額金	332
		新株予約権	31,361
		純資産合計	1,299,559
		負債・純資産合計	2,249,466

損 益 計 算 書

(令和4年7月1日から)
(令和5年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,824,919
売 上 原 価		1,919,113
売 上 総 利 益		905,806
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		608,816
営 業 利 益		296,989
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	105	
未 払 配 当 金 除 斥 益	228	
そ の 他	57	391
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	339	
コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ ー	1,800	
支 払 手 数 料	362	
為 替 差 損	107	
そ の 他	169	2,779
経 常 利 益		294,601
税 引 前 当 期 純 利 益		294,601
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	114,886	
法 人 税 等 還 付 税 額	△1,863	
法 人 税 等 調 整 額	△26,940	86,083
当 期 純 利 益		208,518

株主資本等変動計算書

(令和4年7月1日から)
(令和5年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金 自己株式 処分差額	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当事業年度期首残高	255,250	94,202	18,943	113,145	936	868,671	869,607	△95,938	1,142,064
当事業年度変動額									
剰余金の配当						△46,518	△46,518		△46,518
当期純利益						208,518	208,518		208,518
自己株式の取得								△36,198	△36,198
株主資本以外の 項目の当事業年度 変動額（純額）									—
当事業年度変動額合計	—	—	—	—	—	162,000	162,000	△36,198	125,802
当事業年度末残高	255,250	94,202	18,943	113,145	936	1,030,671	1,031,607	△132,137	1,267,866

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	評価・換算差額 等合計		
当事業年度期首残高	194	194	17,221	1,159,480
当事業年度変動額				
剰余金の配当				△46,518
当期純利益				208,518
自己株式の取得				△36,198
株主資本以外の 項目の当事業年度 変動額（純額）	137	137	14,139	14,276
当事業年度変動額合計	137	137	14,139	140,078
当事業年度末残高	332	332	31,361	1,299,559

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項]

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式	移動平均法による原価法によっております。
その他有価証券	
市場価格のない	
株式等以外のもの	事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
-----	--
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては定額法）を採用しております。	
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。	
建物	8～36年
工具器具備品	4～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
特許権につきましては、定額法（8年）を採用しております。
商標権につきましては、定額法（10年）を採用しております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
なお、退職給付債務は簡便法に基づき計算しております。
 - (4) 受注損失引当金 ソフトウェアの請負契約に基づく開発案件のうち、当事業年度末において、将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることができるものについて、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

- (5) 株主優待引当金 株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。
- (6) 製品保証引当金 納入した製品の保証に対する費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

収益の計上基準は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

一時点で充足される履行義務として、システム導入サービスにおける開発等があり、検収完了時に収益を認識することとしております。

一定期間にわたり収益を認識する取引として、システム利用料や保守等のサービス提供の履行義務があります。履行義務が時間経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

[会計方針の変更に関する注記]

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

[会計上の見積りに関する注記]

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

受注損失引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 一千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①の金額算出方法等は、連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記 受注損失引当金」の内容と同一であるため、記載を省略しております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額	114,706千円
2. 関係会社に対する短期金銭債務	4,537千円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高	
外注委託費	34,275千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数
普通株式 188,000株

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金		97,195千円
未払事業税		5,575
一括償却資産		926
賞与引当金		4,963
資産除去債務		3,334
長期前払費用		242
未払社会保険料		535
株式報酬費用		4,103
製品保証引当金		9,792
その他		212
繰延税金資産	小計	126,881千円

評価性引当額		△3,589
繰延税金資産	合計	123,291千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金		146千円
繰延税金負債	合計	146千円
繰延税金資産純額		123,145千円

[関連当事者との取引に関する注記]

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

[収益認識に関する注記]

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に係る事項の4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	556円72銭
1株当たり当期純利益	90円30銭

[重要な後発事象]

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和5年8月24日

株式会社アイ・ピー・エス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 児玉 秀康 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 則岡 智裕 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイ・ピー・エスの令和4年7月1日から令和5年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・ピー・エス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和5年8月24日

株式会社アイ・ピー・エス

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 児玉 秀康 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 則岡 智裕 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイ・ピー・エスの令和4年7月1日から令和5年6月30日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して

計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和4年7月1日から令和5年6月30日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年8月25日

株式会社アイ・ピー・エス 監査役会

常勤監査役	木	村		久	Ⓔ
社外監査役	安	樂	國	廣	Ⓔ
社外監査役	秀	平	徹	晃	Ⓔ

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、令和5年6月期の業績、財務状況等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりとさせていただきます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき30円00銭
総額68,340,000円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
令和5年9月27日（水曜日）

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	わたなべひろし 渡邊 寛 (昭和37年11月16日生)	昭和60年4月 コベルコシステム株式会社入社 平成9年6月 当社設立 代表取締役社長（現任） 平成13年12月 有限会社ファウンテン取締役（現任）	—
2	くげなおひこ 久下 直彦 (昭和42年11月17日生)	昭和63年4月 株式会社関西JBA（現 東芝情報システム株式会社）入社 平成9年7月 当社入社 平成13年4月 当社保守開発部部长 平成14年9月 当社取締役 平成15年8月 当社営業部部长 平成17年10月 当社経営企画室室長 平成20年9月 当社取締役（現任） 令和2年12月 当社事業開発室管掌 令和4年10月 当社ITエンジニアリング事業部副事業部部长（現任）	38,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	なか がわ とも こ 中 川 朋 子 (昭和46年1月24日生)	平成6年4月 株式会社パソナ入社 平成10年2月 当社入社 平成12年7月 当社管理部マネージャー 令和3年9月 当社取締役管理部長(現任)	11,400株
4	せき ぐち とし ひろ 関 口 敏 弘 (昭和54年9月5日生)	平成14年4月 当社入社 平成25年9月 当社取締役 平成28年9月 当社執行役員 令和4年9月 当社取締役社長室長(現任)	—
5	えのき たく お 榎 卓 生 (昭和38年2月23日生)	昭和60年10月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 平成9年4月 榎公認会計士・税理士事務所開業 平成10年6月 SPK株式会社社外監査役 平成12年1月 株式会社マネージメントリファイン代表取締役 平成14年10月 税理士法人大手前総合事務所代表社員(現任) 平成17年9月 株式会社きちりホールディングス社外監査役(現任) 平成23年6月 東和メックス株式会社(現 株式会社TBグループ)社外監査役(現任) 平成28年9月 当社社外取締役(現任)	10,300株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 榎卓生氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者とした理由及び社外取締役に期待する役割の概要

榎卓生氏は、公認会計士・税理士であり、会社財務に精通し、これまで多くの企業の監査業務や経営指導に従事しております。また同氏は経営者として、会社運営の豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として経営の監視や適切な助言をいただけるものとして選任をお願いするものであります。

4. 榎卓生氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって7年となります。

5. 社外取締役候補者との責任限定契約について

当社は、榎卓生氏との間で社外取締役としてその期待される役割を十分に発揮できるように会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで責任を限定する契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役木村久氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
木村 久 (昭和30年10月19日生)	昭和54年4月 小柳証券株式会社入社 平成12年4月 つばさ証券株式会社(現 三菱UFJ モルガンスタンレー証券株式会 社)入社 平成24年1月 当社入社 平成24年9月 当社監査役(現任)	—

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案

ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領によりストックオプションとして新株予約権を発行すること、及びかかる新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の無償発行は、会社法第361条第1項第4号に規定される報酬等に該当するため、取締役に割り当てるストックオプションとしての新株予約権の数の上限その他会社法施行規則第98条の3の定める事項についても併せてご承認をお願いするものであります。取締役に對する報酬等の具体的な算定方法は、後記により算定される新株予約権1個当たりの公正価額に、取締役に割り当てるストックオプションとしての新株予約権の総数を乗じて得られる価額となります。

なお、第2号議案「取締役5名選任の件」をご承認いただいた場合、取締役は5名（うち社外取締役1名）となり、新株予約権の割当数は取締役4,000個（うち社外取締役0個）を上限とします。

また、当社は、新株予約権が取締役の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、取締役と当社株主の利害を一致させることにより、当社の企業価値の一層の増大を図ることを目的として割り当てられるストックオプションであること等から、その具体的な内容は、取締役への報酬として相当なものであると考えております。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集を行う理由

当社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、それらの者と当社株主の利害を一致させることにより、当社の企業価値の一層の増大を図ることを目的として発行するものであります。

2. 新株予約権の内容及び数の上限

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役及び従業員

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は新株予約権1個当たり100株とする。ただし、本総会后に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率
調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り

捨てるものとする。

なお、新株予約権の目的である株式の総数は、400,000株を上限とする。

ただし、上記により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に下記(3)記載の新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

- (3) 発行する新株予約権の総数
4,000個を上限とする。
- (4) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否
新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。
- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込価額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（終値のない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値、または割当日の前営業日の終値（当該営業日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い額に1.05を乗じた金額（1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。）とする。なお、割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

- (6) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当をした翌日から起算して2年間経過後、4年間とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
 - ① 割当日以降、5営業日（終値のない日を除く。）連続して東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、その時点で有効な行使価額に1.05を乗じた額（1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。）以上となるまでは、新株予約権を行使することはできないものとする。
 - ② 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画につき当社株主総会（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会）で承認され

たときは、合併期日、株式交換期日または株式移転期日以降、新株予約権を行使することはできないものとする。

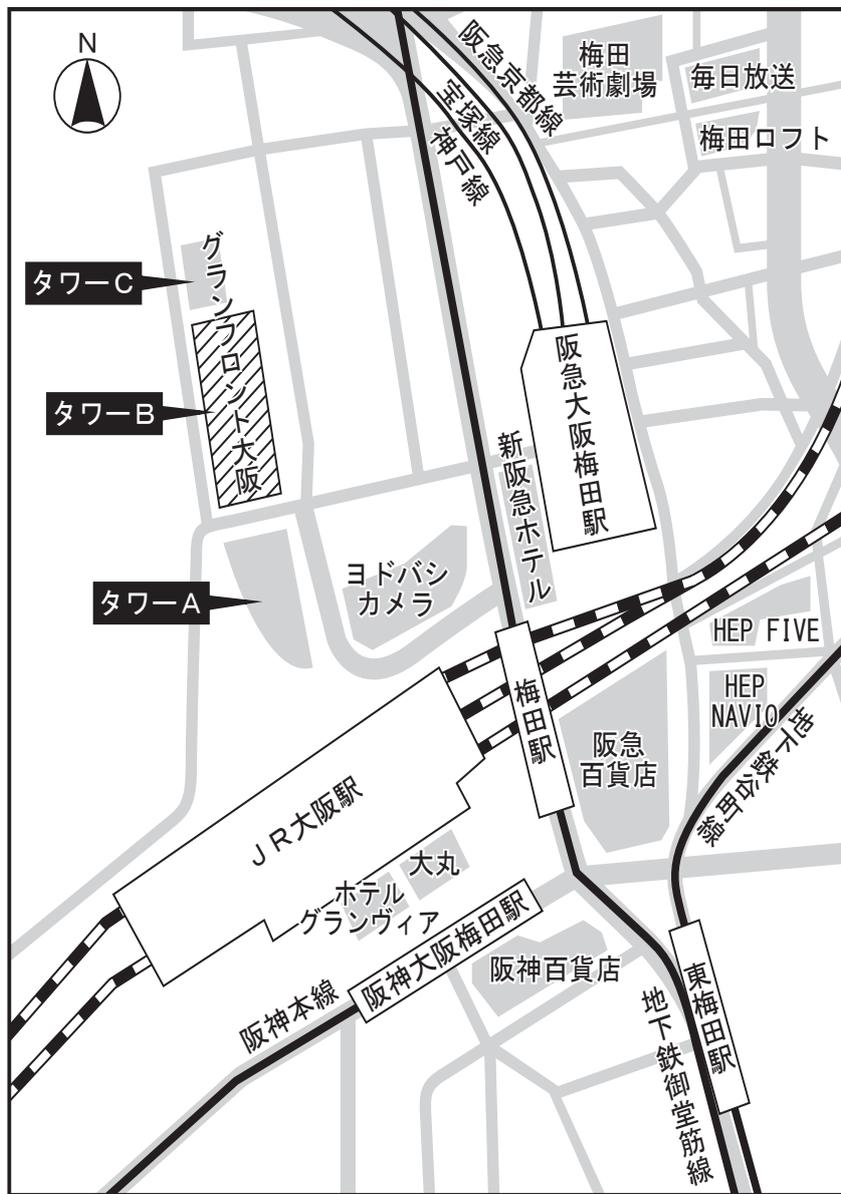
- ③ その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。
- (10) 譲渡による新株予約権の取得制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
- (11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(2)に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(8)に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡に関する新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
 - ⑧ 新株予約権の取得の条件
上記(10)に準じて決定する。
- (12) 新株予約権の公正価額
新株予約権1個当たりの公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件を基に、ブラックショールズモデルを用いて算定するものとする。
- (13) その他
新株予約権の割当は、当社取締役会が上記新株予約権発行の目的を達成するために必要と認める条件を定める新株予約権割当契約を割当対象者との間で締結し、これに基づいて行うものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

- 会 場 大阪市北区大深町 3 番 1 号
グランフロント大阪 タワーB 10階
カンファレンスルーム B01
TEL 06-6292-6236(代表)
- 交 通 JR大阪駅より徒歩約5分
地下鉄御堂筋線梅田駅より徒歩約10分
阪急大阪梅田駅より徒歩約10分



なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承賜りますようお願い申し上げます。